

令和2年4月3日

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会
会 長 大 町 由 里
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について

当協議会の運営につきましては、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、介護保険最新情報V o 1.773・779・796による対応をされている状況にあります。現時点で、長崎県内で8例目となる感染者が確認されており、感染を拡大させないための業務体制が必須です。

このことから、命に関わる等緊急を要する訪問以外にあたっては、電話や郵送等の方法を可能とし、基準違反とならないことの確認を保険者より得ております。(確認日4月2日)

新型コロナウイルス感染症に伴い利用者と面会できない場合 の対応

1 対応

- (1) 既存の利用者のサービス担当者会議について、命に関わる等緊急を要する訪問以外にあたっては、電話や文書照会（郵送、FAX等）により行うことができることとする。また、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、開催は省略することができることとする。
- (2) 既存の利用者のモニタリング訪問等について、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会すべきであるが、電話等で利用者の状態に大きな変化がないことを確認できれば、利用者の居宅を訪問しなくても可とする。施設等の面会制限による利用者の都合等のため、居宅を訪問できない場合も可とする。（減算がないことを確認。）
- (3) 電話や文書照会等により行った場合は、支援経過記録にその記録を残すとともに、当該照会に用いた文書の写し及び支援経過記録に受領した回答文書は保管しておくこと。）
- (4) 書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段で対応すること。

2 適用期間 令和2年4月末日まで ※ 延長もあり

3 留意事項

- (1) 新規の利用者については、契約締結に当たって、重要事項の説明等が必要になるため、可能な限り、本人の居所を訪問して面接を行わなければならないこととするが、やむを得ず本人と面接できない場合は、上記「1 対応」に準じて柔軟に対応すること。

❖長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております

❖ご意見等がございましたら、当協議会のホームページのフォームに送信下さい。

❖長崎市福祉総務課問い合わせ先（長崎市福祉総務課 末永 TEL095-829-1161）